



# 三重県公報

令和3年3月3日 (水)

号外

毎週火・金曜日発行

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
41	三重県特定不妊治療費助成規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	2

**規 則**

三重県特定不妊治療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県規則第四十一号**

三重県特定不妊治療費助成規則の一部を改正する規則

三重県特定不妊治療費助成規則（平成二十年三重県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 この規則において、助成の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。</p> <p>一 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦であること。</p> <p>二～四 （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる治療は、助成の対象としない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子及び妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの</p> <p>三 妻が卵巣及び子宮を摘出した場合等により、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの</p> <p>3 （略）</p>	<p>第二条 この規則において、助成の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。</p> <p>一 法律上の婚姻をしている夫婦であること。</p> <p>二～四 （略）</p> <p>五 知事が別に定める所得に関する基準を満たしていること。</p> <p>六 （略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる治療は、助成の対象としない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの</p> <p>三 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子及び妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの</p> <p>3 （略）</p>

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて、特定不妊治療費の助成を申請します。

	(ふりがな) 氏名	生年月日					
夫	( )	年 月 日生 ( 歳)					
妻	( )	年 月 日生 ( 歳)					
住所(※1)	〒	電話 ( ) 携帯 ( )					
住所(※2)	〒	電話 ( ) 携帯 ( )					
過去にこの助成金を受けたことがありますか。 (男性不妊治療分を除く) ない ・ ある → 過去 ( ) 回受けた 助成を受けた自治体は 1 三重県 2 その他 ( )							
(男性不妊治療分) ない ・ ある → 過去 ( ) 回受けた 助成を受けた自治体は 1 三重県 2 その他 ( )							
申請者氏名							
*以前の受給歴について、他自治体に確認することを同意します。							
申請額 (男性不妊治療分を除く)		金				円	
申請額 (男性不妊治療分)		金				円	
申請額合計		金				円	
年 月 日		三重県知事 宛て					
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 出張所	
	預金種別	普通 当座 その他 ( )	(ふりがな) 口座名義人	( )			
	口座番号						(左詰記入)
申請受理年月日	(市町)	(県)	(承認・不承認)				
県補助金(有・無)			決定年月日				
受給者番号							

(注) 太枠の中を記入してください。

※1：夫の住所を記入する。

※2：夫婦の住所が異なる場合、妻の住所を記入する。

- (添付書類) 1. 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(医療機関の証明)  
 2. 医療機関発行の領収書(原本)  
 3. 世帯全員(事実婚の場合は両人)の住民票(三重県で初めて申請する場合、住民票により夫婦であることが確認できない場合、助成を受けた後出産した場合であってこれまで受けた助成回数をリセットする場合又は事実婚の場合は戸籍謄本を併せて添付)  
 4. 夫及び妻の控除額が記載された所得・課税証明書(令和2年度に申請する場合)  
 5. 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合であって、両人の住所が異なる場合)  
 6. 出生した場合の子の認知に関する意向書(事実婚の関係である場合)(任意様式)  
 7. 知事が認める場合であって、助成回数をリセットする場合にあつては、別に定める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三重県特定不妊治療費助成規則の規定は、令和三年一月一日以後に治療が終了した特定不妊治療について適用し、同日前に治療が終了した特定不妊治療については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の三重県特定不妊治療費助成規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---